令和６年１２月５日

【報道提供資料】
PRESS　RELEASE

泉南市
SENNAN CITY

公金の紛失等事案に関する事後措置及び再発防止策について

泉南市において、令和６年６月に判明しました公金の紛失等事案について、職員の懲戒処分等を行いましたので、懲戒処分等を含めた事後措置及び再発防止策について、下記のとおりお知らせします。

記

１．事案の概要

令和６年６月初旬、令和５年度の狂犬病予防関連業務の手数料 1,551,750 円のうち、917,050 円を紛失していることが判明しました。

令和５年度の手数料出納事務において、不適切な事務処理を行ったことにより、公金の紛失及び収納事務の遅延並びに委託料の支払い誤りが生じたものです。

２．紛失等の要因

公金の紛失等事案が発生した要因については、「現金取扱業務において、出納員及び現金取扱員が市財務規則等に基づいた適切な事務を怠ったこと」に加え、「内部統制制度における出納事務チェックシートやリスク点検票の取組において事務の状況を確認せず、チェック機能が果たされなかったこと」、さらには「令和５年度定期監査において事務の現状を確認せず、問題なしとの旨の対応を行ったこと」などが主な要因です。

３．事後措置

（１）職員の懲戒処分等

関係職員が泉南市財務規則等により課された職務上の義務を怠ったことに加え、市の財政運営に大きな影響を与える事案であり、なにより市民皆様の行政に対する信頼を大きく失墜させる事案であるため、関係職員の懲戒処分等を決定しました。

	所属	職名	年齢	処分内容	当時の職名 （令和５年度）
１	健康子ども部 保健推進課	技術職員(次長級)	60 歳	減給 10 分の１ ３か月	健康子ども部次長兼 保健推進課長[出納員]
２	健康子ども部 保健推進課	事務職員(主査級)	48 歳	減給 10 分の１ ６か月	保健推進課主査 [現金取扱員]
３	健康子ども部 保健推進課	事務職員(課長代理級)	50 代	訓告	保健推進課主幹

【管理監督責任】

	所属	職名	年齢	処分内容	当時の職名 （令和５年度）
1	農業委員会事務局	事務職員(課長代理級)	60 代	訓告	健康子ども部長

(2)職員への賠償請求

紛失した公金の補填に向け、市が加入している全国市長会公金総合保険の手続きを行いましたが、保険不適用との結果となりました。

つきましては、地方自治法第 243 条の２の８第３項に基づき、職員への賠償請求を行うこととし、監査委員に対して賠償責任の有無及び賠償額の決定に対する監査の請求を行いました。今後、監査委員の決定に基づき、職員に対して賠償請求を行う予定です。

４．再発防止策

公金を紛失したという事態を重く受け止め、既に実施している内容も含め、以下の再発防止に取り組みます。

(1)マニュアルの再整備と周知徹底

会計課において全庁の統一マニュアルを再整備し、全庁に通知するとともに、各課のマニュアル作成を義務化した旨の周知及び作成の依頼を行った。

(2)マニュアルの実効性の確保策

①マニュアルの内容を徹底するための研修の実施

全庁の統一マニュアルの周知徹底に向け、会計研修を実施する。

②セルフチェック機能の適切な運用

管理監督者に対して内部統制コンプライアンス研修を実施し、内部統制制度におけるリスク点検票をテーマとしたグループワークを実施した。また、会計研修において出納事務チェックシートの適切な実施に向けた周知を行う。

③セルフチェック機能の更なる適切な運用

第三者の視点から、各課が出納事務のマニュアルどおりに業務を実施しているかを確認するため、泉南市財務規則を改正し、会計管理者による検査の実施に関する規定を追加した。今後は、各課の実施状況を検査し、適宜必要な指導を行う。

５．市長コメント

公金の紛失等事案の発生により、令和５年度一般会計決算が不認定となったことを重く受け止めております。また、市職員の不祥事が市民の皆様に対する行政への信頼を損ねることとなりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

今後は再発防止策を着実に実施することにより、適正な事務処理の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

【本件に関する連絡先】
大阪府泉南市　行政経営部　秘書人事課　担当：石谷
TEL:072-483-0003　Mail: jinji@city.sennan.lg.jp